

第96号議案

令和6年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度宍粟市の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設維持管理業務委託	令和7年度から 令和9年度まで	534,000

令和6年11月29日提出

宍粟市長 福 元 晶 三